

様式第1号

道路占用
許可申請
協議書

新 規	更 新	変 更	() 年 月 日
--------	--------	--------	--------------

取手市長 藤井 信吾 殿

年 月 日

住 所
氏 名 印
担当者
TEL

第32条 許可を申請
道路法 の規定により します
第35条 協 議

占用の目的			
占用の場所	路線名 市道	車道・歩道・その他	
	場 所		
占用物件	名 称	規 模	数 量
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで	占用物件の構造	
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで	工事实施の方法	
道路の復旧方法		添付書類	位置図・平面図 構造図・断面図
備 考			

記載要領

1. 「許可申請、協議」「第32条、第35条」「許可を申請、協議」については該当するものを○で囲むこと。
2. 「新規、更新、変更」については、該当するものを○で囲み、更新、変更の場合は従前の許可書または回答書の番号及び年月日を記載すること。記載要領
3. 申請者が法人である場合には、住所の欄には主たる事務所の所在地、氏名の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、担当者の欄に所属・氏名を記載すること。
4. 場所の欄には地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
5. 変更の許可申請にあたっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きすること。
6. 「添付書類」の欄には、道路の占用場所、物件の構造等を明らかにした図面、その他必要な書類を添付した場合にその書類名を記載すること。

道路占用許可手続きについて

① 道路占用

取手市長の管理する道路及び附属物の占用について、道路法第32条第1項の規定による許可を受けようとする者は、取手市道路占用規則及び取手市道路占用料条例並びに取手市道路占用工事施工基準に基づき、占用を開始する1か月前までに管理者に申請しなければならない。

② 道路占用担当窓口

取手市役所 建設部管理課 管理係 0297(74)2141
内線1527

③ 道路占用許可申請について（様式第1号2部提出）

○ 添付書類

- 1) 位置図（2万分の1～5千分の1）
- 2) 平面図（500分の1～100分の1）
※ 占用箇所を朱書きすること
- 3) 構造図及び断面図（工作物、接続方法等）
- 4) 合併浄化槽の認定書等
- 5) 意見書（利害関係人から意見のある場合）
- 6) 占用工事が道路交通法第77条第1項の適用を受ける場合は、道路工事実施協議書を2部提出すること。

④ 道路占用工事施行及び排水放流について

- 1) 合併処理浄化槽排水で側溝等に放流する場合の水質は BOD 20 p p m以下とする。
- 2) 雨水は宅内処理とし、オーバーフロー分は可。
- 3) 排水管が道路横断する場合は土被り70cm以上とし、満たない場合は埋設管を360度コンクリート巻きとする。（厚さ10cm）
- 4) 掘削した路面の復旧は、別紙により施工のこと。
- 5) 宅内からの排水管の接続は、別紙参照のこと。

⑤ 占用工作物の管理について

占有者は、許可を受けた日から占用を廃止するまでの間、道路の構造、交通等に支障を及ぼさないよう占有物の維持管理を行うこと。また、廃止する際は元の状態へ戻したうえ廃止届を管理者へ提出すること。なお、復旧方法は管理者と協議すること。

⑥ 占用許可を受けた道路及び附属物等について

市が行う建設事業等のため、緊急かつやむを得ず占有物を引上げなければならない場合は、占有者は無条件で速やかに実施すること。

⑦ 道路占用工事の路面復旧及び掘返し禁止について

1. 下記については、原則として掘返しを認めない。

- 車道新設舗装の場合（打換えを含む）・5年間
- 車道補修の場合・3年間
- 歩道舗装の場合・1年間

2. 路面復旧については、規定の影響部を取りセンターもしくは路肩までの残りが1.0m以下の場合は、センターもしくは路肩まで復旧すること。